

### 1. 改正の概要

- ・贈与者の年齢要件が65歳から60歳に引下げられます。
- ・受贈者の範囲に、20歳以上の孫が追加されます。

内容	改正前	改正案
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者
受贈者	贈与者の推定相続人である直系卑属で、20歳以上の者	贈与者の①推定相続人である直系卑属、及び②孫で、いずれも20歳以上の者

○平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

### 2. 実務上の留意点

- ・祖父母が孫に相続時精算課税贈与をした場合において、その後祖父母に相続が発生したときは、祖父母に係る相続税の計算上、孫は相続税額の2割加算の対象となる(孫が代襲相続人である場合を除く)。

【ケース】20歳以上の者が祖父から3,000万円の贈与を受けた場合の贈与税

#### 改正前

暦年課税で計算  
 $(3,000万円 - 110万円) \times 50\% - 225万円 = 1,220万円$

※相続時精算課税は適用できない。  
 (孫が代襲相続人である場合を除く)

#### 改正案

- ①相続時精算課税を選択適用した場合  
 $(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$
- ②相続時精算課税を選択適用しない場合(暦年課税)  
 $(3,000万円 - 110万円) \times 45\% - 265万円 = 1,035万円$   
 (参考)受贈者が、贈与者の20歳以上の直系卑属でない場合  
 $(3,000万円 - 110万円) \times 50\% - 250万円 = 1,195万円$